

市では、知る権利を保障し、市民への参加を推進するため、情報公開条例に基づき情報公開制度を実施しています。

また、市が保有している個人情報保護を保護するほか、自身の個人情報を確認することなどを保障するため、個人情報保護条例に基づき個人情報保護制度を実施しています。



情報公開制度

情報公開制度とは、市がさまざまな事務事業を行うために保有している情報を、みなさんからの請求に応じて公開する制度です。

この制度では、市の保有する情報は市民との共通の財産として公開することを原則としています。市政に関する市民の知る権利を保障することにより、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民参画による開かれた市政を推進しています。

情報公開制度の運用状況 公開請求件数 15件

実施機関	請求件数	主な内容	決定内容					審査請求
			公開	部分 ^① 公開	不存在	非公開	存否 ^② 応答拒否	
市長	13件	令和元年度入札に係る書類など	3件	4件	4件	3件	0件	3件
教育委員会・ その他行政委員会	2件	向陽館維持管理費の内訳および管理委託契約書の写し	0件	1件	0件	0件	1件	1件

①1部分公開とは、請求のあった情報に、個人情報などの公開(開示)すべきでない情報が含まれていた場合、その部分を除いて公開することです。

②2存否応答拒否とは、例えば特定個人の入院歴など、文書があるかないかを答えることで個人情報が明らかになってしまう場合に、文書の存否を明らかにしないことです。

※1件の請求で複数の文書が該当する場合は、文書ごとに公開などの決定を行うため、決定内容の合計数が請求件数より多くなっています。

個人情報保護制度の運用状況

事務の登録件数(新たに登録になった個人の保護が必要な市の事務)	0件
自己情報の開示請求件数	16件
自己情報の訂正請求件数	0件
自己情報の利用停止請求件数	0件

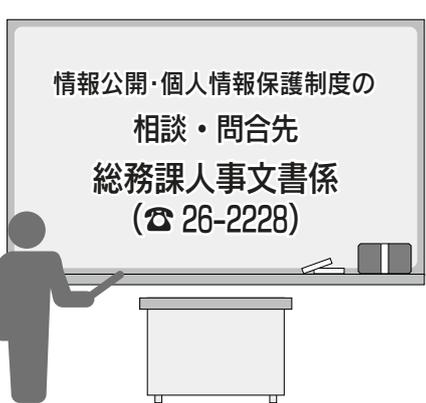
個人情報とは、個人に関する情報であり、氏名や生年月日などにより、個人を特定できる情報です。

市では、市民のみなさんの個人情報を数多く保有しています。これらの個人情報は、事務の効率化や住民サービス向上のために収集したものです。取り扱いに適正を欠いた場合、個人の権利や利益を侵害する恐れがあります。

このため市では、個人情報の適正な取り扱いを定め、個人情報保護制度を運用しています。この制度により、市が保有する自身の個人情報の開示やその情報に誤りがある場合には、訂正を求めることができます。



個人情報保護制度



情報公開・個人情報保護制度の
相談・問合せ先
総務課人事文書係
(☎ 26-2228)

□□ 情報公開・個人情報保護制度の情報公開(開示)請求は □□□
市役所総務課に備え付けの情報公開(保有個人情報開示)請求書を提出してください。郵送による提出も可能です。

- 請求した情報については
- ・無料で閲覧できます。
 - ・コピーを取ることができます(コピー料や郵送料は実費負担)。
 - ・個人の権利・利益を害する恐れのある個人情報など、公開できない情報もあります。